

公告第 105 号

郡山市水道料金等包括業務委託（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により次のとおり実施する。

令和 5 年 8 月 2 日

郡山市上下水道事業管理者 野 崎 弘 志

1 業務概要

- (1) 業 務 名 郡山市水道料金等包括業務委託
- (2) 業務内容 別紙要求水準書のとおり
- (3) 業務期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで
※契約日から業務期間開始日までの期間は、研修及び業務開始準備期間、並びに、上下水道料金システム及び給水台帳管理システムの再構築及び試験運用のための期間とし、当該期間に関する経費は、受注者の負担とする。
- (4) 提案上限金額 ¥2,820,870,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
※この金額は、業務内容の規模を示すものである。
※上記金額を超えた提案は失格とする。

2 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 郡山市上下水道局工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 13 年 6 月 28 日制定。）及び郡山市上下水道局業務委託契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定。）並びに郡山市上下水道局物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成 20 年 12 月 1 日制定。）に基づく指名停止期間中の者（プレゼンテーションの日までに指名停止要綱に定める指名停止事由に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

- (4) 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (5) 情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損を防止するための安全対策措置を講じており、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）及びプライバシーマークの認定を受けていること。
- (6) 中核市又は人口 30 万人以上の自治体において、水道事業者から窓口、検針、収納、滞納整理、メーター交換及び管理、給水装置関連業務、電算システム開発及び運用等の一連の業務を 3 年以上受託し、適正に履行した実績を有すること。
- (7) 統括責任者として、常時雇用関係があり、統括責任者としての実務経験が 2 年以上、または、統括責任者代理としての実務経験が 3 年以上を有する者を配置できること。
- (8) 水道法第 24 条の 3 第 3 項に規定する受託水道技術管理者として、常時雇用関係があり、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 7 条に規定する水道及び簡易水道の資格を有する者を配置できること。
- (9) 常時雇用関係がある給水装置工事主任技術者を配置できること。
- (10) 水道メーター取替等業務の業務従事者は、郡山市指定給水装置工事事業者であること。
- (11) 共同事業体で参加する場合は、次の要件をすべて満たすこと。
 - ア 共同体の構成員は、2 者又は 3 者とする。
 - イ 共同企業体の代表者が、(1)～(9)までの条件を満たしていること。
また、共同企業体の代表者以外の全ての構成員が、(1)～(4)までの条件を満たしていること。
 - ウ 編成方法は、自主編成とすること。
 - エ 共同企業体の代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で遂行能力の大きい者とする。
 - オ 共同企業体の体制については、甲型・乙型ともに参加可能とする。
甲型の場合、出資割合は、代表者の出資割合を最大として、最小の出資比率は 2 者の場合 30 パーセント、3 者の場合 20 パーセント以上とすること。
 - カ 共同企業体の構成員は、委託業務について当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - キ 共同企業体の構成員は、単独及び他の企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

3 参加申込書等の作成及び提出

(1) 実施要領・要求水準書・所定様式の配布

郡山市公式ウェブサイトからダウンロードすること。郵送、窓口による配布は行わないものとする。

ア 公開期間

公告の日から令和5年8月18日（金）17時15分まで

イ 公開場所

郡山市上下水道局公式ウェブサイト → 入札・契約関係 → 入札情報 →
上下水道局のプロポーザル（公告）

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/jougesuidou/17990.html>

(2) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式1）

イ 印鑑証明書

ウ 履歴事項全部証明書

エ 納税証明書（直近2年分）

国税：様式その3の3

市税：法人市民税

オ 会社概要関係書類

資本金、業務内容、従業員数、社歴、個人情報保護への取組内容等が確認できるもの。（任意様式）

カ 財務状況関係書類

直近3年分の各会計年度における貸借対照表及び損益計算書

キ 労働条件関係書類

労働関係の各種規則や協定等の整備状況が確認できるもの。

(ア) 就業規則

(イ) 労働基準法第36条の時間外及び休日労働に関する協定書

ク 賠償保険加入状況関係書類

不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況について確認できるもの。

（任意様式）

ケ 受託実績表（様式2）

(ア) 中核市又は人口30万人以上の自治体において、水道事業者から窓口、検針、収納、滞納整理、メーター交換及び管理、給水装置関連業務、電算システム開発及び運用等の一連の業務を3年以上受託し、適正に履行した実績を確認できる一覧表

(イ) 業務受託実績を証する契約書の写し（現在履行中の一契約分）

コ 必要資格関係書類

(ア) 統括責任者の就任予定者が資格要件を満たすことを証明する書類

(イ) 受託水道技術管理者の就任予定者が資格要件を満たすことを証明する書類

(ウ) 就任予定となる給水装置工事主任技術者の証明書類（免状または技術者証）

サ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）及びプライバシーマークの認証を取得していることを証明する書類

シ 共同企業体で参加する場合

(ア) 共同企業体全ての構成員のイ〜クの書類

(イ) 業務委託共同企業体協定書（様式3（甲型）、様式4（乙型））

ス 委任状（様式5） ※支店、営業所等が申請を行う場合

(3) 提出期限 令和5年8月18日（金） 17時15分（必着）

(4) 提出方法

郵送又は持参にて「11 担当部局」宛て提出

※郵送の場合は、書留等発送・配達を確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く8時30分から17時15分までの受付とする。

4 資格審査

「2 参加資格」の事項を満たす者か審査する。結果については、令和5年8月31日（木）までに書面により通知する。

5 質問の受付及び回答

「5 資格審査」においてプロポーザルへの参加を有すると認められた者に対し、資料を交付する。資料の交付後、業務内容等について質問がある場合は、以下のとおり受付・回答を行う。

(1) 提出期限 令和5年9月13日（水） 17時15分（必着）

(2) 提出方法

「質問書（様式6）」を電子メールにて「11 担当部局」へ提出し、必ず電話にて到達確認をすること。

(3) 回答日 令和5年9月20日（水）

(4) 回答方法

質問者に対し、電子メールにて回答する。電話や窓口における対応は行わない。

なお、質問要旨及び回答内容は郡山市上下水道局公式ウェブサイトに掲載する。（社名非公表）

6 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類

ア 業務提案書 ※提案は1案とする。

(イ) 業務提案書は正本1部、副本15部作成すること。

正本は「業務提案書【正本】(様式7)」を使用し、副本は「業務提案書【副本】(様式8)」を使用すること。

- (イ) 業務提案書の内容に参加事業者名及び金額は記載してはならない。(参加事業者名は業務提案書正本の表紙にのみ記載すること。)

なお、副本には提出日及び通し番号を必ず記載すること。

- (ウ) 業務提案書は、日本語を使用し、日本工業規格 A4 版縦置き横書き両面印刷で左綴りにより作成(図表等の資料は含まない。)し、袋とじにして正本1部、副本12部を提出すること。なお、図表等の資料は、受託実績を証する契約書の写し又は実績を証明できる書類、及び資格等を証明できる書類(免状の写しなど)を含めて作成し、A3版を使用する場合は折綴りとする。

- (エ) 企画提案書の内容は、以下の項目を含めて記載すること。

- a 会社概要(会社名、所在地、業務内容、従業員数、主要取引銀行は記載を必須とする。)
- b 財務状況(直近3年の会計年度における貸借対照表及び損益計算書)
- c 業務体制(働き方改革推進の取組を含む)及び業務執行計画
- d 受託実績
- e 業務体制及び業務履行の基本的な方針(統括責任者及び受託水道技術管理者の配置及び担当業務、業務別の業務従事者配置状況、業務別の履行基本方針は、記載を必須とする。)
- f 地域貢献(地元経済・地域雇用)に対する考え方
- g DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進によるお客様サービスの向上及び事務の効率化に対する考え方及び取組方
- h お客様サービスに対する考え方及び取組方
- i 個人情報保護に対する考え方及び取組方
- j 防災、災害及び緊急時等危機管理に対する考え方及び取組方
- k 「水道料金等徴収・給水装置業務要求水準書」に掲げる各業務に対する考え方及び取組方(業務項目毎に記載すること。)
- l その他業務提案

イ 提案見積書(様式9)

- (ア) 記載項目

- a 5カ年度総額
令和7年度から令和11年度まで同一業務を行うことを積算条件とすること。
- b 各年度の積算内訳書
単価、工数(人・日)、その他必要な経費区分が分かるようにすること。

- (イ) 参考見積書は、企画提案書とは別にして、厳重に封緘して提出すること。

ウ プレゼンテーション出席者報告書(様式10)

(2) 提出期限 令和5年9月29日(金) 17時15分(必着)

(3) 提出方法

郵送又は持参にて「11 担当部局」宛て提出

※郵送の場合は、書留等発送・配達を確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

持参の場合は、郡山市の休日を定める条例(平成2年郡山市条例第7号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く8時30分から17時15分までの受付とする。

※提出期限内に企画提案書等の提出がない場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

7 選定審議会の設置

発注者は、プロポーザルについて企画提案書等の審査等を行うため、郡山市水道料金等包括業務委託事業者選定審議会(以下「選定審議会」という。)を設置する。

8 プレゼンテーション

提出された企画提案書等について、選定審議会に対しプレゼンテーション及びヒアリング等を実施し、最も優れている提案者を決定する。

(1) 実施日 令和5年10月下旬(予定)

※実施日時及び場所については、書面にて通知する。

(2) 提案方法

ア 1社ずつ会議室に入室し、各社40分以内で説明を行い、選定審議会委員によるヒアリングを最大50分行う。

イ プレゼンテーションで使用する機器のうち、スクリーン以外は参加事業者において準備すること。

ウ プレゼンテーションに要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。

エ 結果については、後日、書面により通知する。

(3) 出席者

出席者は、企画提案書等の内容を熟知している3名までとし、説明者は統括責任者として配置する予定者とする。

また、出席者報告書提出後に出席者が変更となった場合は、プレゼンテーション開始前に届け出ること。出席者報告書に記載のない者のプレゼンテーション及びヒアリングへの出席は認めない。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 業務委託契約締結前に指名停止となった場合
- (6) 提案見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

10 契約条件

- (1) 提出された提案書等について選定審議会で審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、随意契約の手続きを行う。

なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は、次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。

- (2) 契約候補者の特定から契約締結までに「9 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) 契約保証金については、郡山市上下水道局契約規程による。(免除とする。)
- (4) 契約書の作成を要する。
- (5) 支払いについては、業務期間において毎月の業務完了ごとに支払うものとする。(業務開始準備期間における委託料は発生しない。)

11 担当部局

〒963-8016 郡山市豊田町1番4号

郡山市上下水道局お客様サービス課

電話番号：024-932-7666

F A X 番号：024-939-5821

E-mail：customerservice@city.koriyama.lg.jp

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は返却せず、著作権は参加申込者に帰属することとするが、提案内容の審査等、本業務上必要な場合に限り、発注者はその写しを使用できるものとする。
- (4) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しない。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に関する費用は、申請者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルの審査結果については、郡山市上下水道局ウェブサイトに掲載する。